

●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎64・3111

平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります

○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・二輪の軽自動車

登録されている次の車種の全てに平成27年度から新税率が適用されます。

車種区分	車種区分		平成26年度まで	平成27年度から
	総排気量	定格出力	旧税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	0.8kw超1.0kw以下	1,600円	2,400円
	3輪以上 20cc超	3輪以上 0.25kw超（ミニカーを含む）	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用 （トラクタやコンバインなどで乗用装置のあるもの）		1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト、ショベルローダ等）		4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下（二輪の被けん引車を含む）		2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超		4,000円	6,000円

○四輪以上及び三輪の軽自動車

平成27年4月1日以後に新車新規登録される車は「②平成27年4月1日以後」の、平成27年3月31日以前に取得されている車両及び新車新規登録済みの車両は「①平成27年3月31日以前（現在の税率）」となります。

なお、平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、新車新規登録から13年を超える車両（平成14年12月31日以前）は「③13年超」となります。

車種区分				税率		
				①平成27年 3月31日以前	②平成27年 4月1日以後	③13年超* (平成28年度~)
軽自動車	三輪のもので総排気量660cc以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪のもので 総排気量660cc以下の もの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※動力源又は内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除く。



【問い合わせ先】 税務課 (☎64・7102)